

平成28年度ふるさとまつやまPR協力企業募集要領

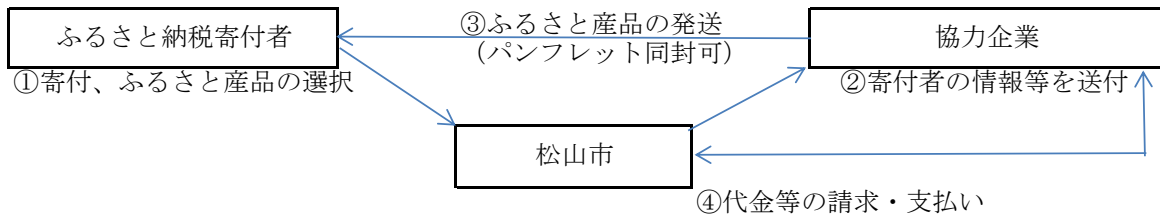
1 目的

松山市ふるさと納税制度の推進と本市のイメージアップ、市内企業等の振興のため、寄付者等へお送りする松山をPRできる「ふるさと産品」（以下ふるさと産品という）を提供していただくふるさとまつやまPR協力企業（以下協力企業という）を募集します。

【ふるさと納税制度とは】

自分が生まれ育った「ふるさと」等に、恩返しや応援をしたいという気持ちを形にする仕組みとして、地方公共団体（都道府県や市町村）へ寄付を行った場合、寄付額の2,000円を超える部分について、個人住民税のおおむね2割を限度として、所得税と合わせ、全額が控除されるものです。

2 事業の流れ



3 対象企業

①松山市に本社又は事業所（工場を含む）を有する法人等で、松山市税を納めており、過去に滞納がないこと。

②代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

③松山市が指示した送付先に安定してふるさと産品を提供できる法人等

4 提供していただくふるさと産品

(1) 内容

①菓子、地酒、精肉、青果等の食品（加工された食品を含む）で、単品、詰合せどちらでも可

②菓子、地酒、その他加工食品については、概ね1週間以上の賞味期限が保証されている商品

※精肉、青果等の生鮮食品は除く

③商品名に松山、道後等松山に係る語句を用いる商品（詳細は特記事項参照）

④松山市内で加工若しくは梱包された、愛媛県産の原材料を使用している商品（松山を思わせるものが望ましい）

※①②に関しては両方 ③、④に関しては、どちらか一方を満たすこと。

(2) 募集するふるさと産品の区分

販売価格（税込）
送料を含む2,500円以内の品物
送料を含む5,000円以内の品物
送料を含む9,000円以内の品物
送料を含む12,000円以内の品物
送料を含む20,000円以内の品物
送料を含む40,000円以内の品物
送料を含む120,000円以内の品物

※送料は自社から東京までの料金を基準としてください。

※松山市からお支払する額は、原則実費負担とします。

※送料の定額を希望される場合は、協定を締結する前に、事前協議を必要とします。

※12万円以内の品物に関しては、関連する品物を複数回に分けて送付する方法も可とします。

(3) 発送等

・寄付者等に対してのふるさと産品発送については、市が提示するふるさと納税出荷依頼管理システム（インターネット環境が必要）を用いて協力企業が行っていただきます。

・協力企業は、発注書等を受領後1週間をめぐり（日付指定等があるものを除く）に該当者に対しふるさと産品を送付してください。

・送付の際に松山市からのふるさと産品と分かるようにシールを貼っていただきます。また、松山市の送付物の同封を依頼する場合があります。

・発送前に送付先に発送等に関する確認の電話等をしていただくことがあります。

5 個人情報の保護

協力企業は、この事業による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱業務特記事項」を遵守しなければなりません。

※寄付者等の個人情報は、ふるさと製品の送付以外の目的に使用すること等はできません。

ただし、パンフレットの同封により、寄付者から協力企業への商品申込み等で入手された個人情報は、別紙「個人情報取扱業務特記事項」の対象外です。

6 協力企業のメリット

(1) 企業名や商品名等を松山市がPR

ふるさと納税専用サイト、市が作成・配布するふるさと納税パンフレット等を通して、企業名、商品名等をPRできます。

(2) 自社商品の販売促進・PR

ふるさと製品発送時に自社商品等パンフレットを同封していただくことで、自社商品の販売促進、PRが図れます。この場合は、同封するパンフレット等を事前に市に提示していただきます。

※協力企業によるパンフレットの送付は、ふるさと製品発送時の同封に限らせていただきます。

7 申込期間

平成28年4月1日（金）から平成28年5月13日（金）まで

8 申込方法

別紙「ふるさとまつやまPR協力企業申込書」に必要事項を記入し、資料を添付の上、松山市役所納税課へ持参又は郵送してください。

9 協力企業の決定方法等

- ・ 申込内容を確認し、不備等がなければ決定通知書を申込者に送付します。
- ・ 特別な事由がある場合は、松山市は協力企業の決定を取消しできるものとします。
- ・ 決定通知後、商品の見本を提出していただく場合があります。
- ・ 決定通知後、松山市と協定を締結していただきます。

10 その他留意事項

・ 協力企業は、あらかじめ申込をした商品を変更・辞退する場合や、商品に関して発送の遅延、販売の中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合は、速やかに市へ報告するものとします。

・ 協力企業は、ふるさと製品の品質等に関して寄付者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について市に報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応については、市は一切責任を負いません。

・ 市は申込内容に虚偽があった場合及び市に損害を及ぼす行為があった場合には協力企業の登録を中止します。

・ 次年度以降も公募を行う予定としておりますが、年度ごとの送付実績が10件以下の場合や、クレームの数が10件以上の場合は、登録を継続しない場合がございますのでご了承ください。

・ 同一商品が提示された場合、ふるさと製品を生産する事業者のみの採用といたします。

・ 当該商品において取扱者のみ応募があった場合は、製造元に登録可否の確認をとらせていただく場合があります。

11 申込・問合せ先

〒790-8571

松山市二番町四丁目7-2

電話：089-948-6850 FAX：089-934-1802

電子メール：nouzei@city.matsuyama.ehime.jp

ホームページ「ふるさと松山応援ページ」<http://www.furusato-matsuyama.jp/>

【参考】松山市のふるさと納税の状況等

	平成25年度	平成26年度	平成27年度（2月末）
寄付件数	966件	2,688件	9,508件
寄付金額	20,245,500円	53,590,450円	118,141,248円

特記事項

名称に係ること

下記のいずれかの名称を用いるもの（標記に関しては、漢字、平仮名、カタカナ、ローマ字のどれでも可）

- ・松山
- ・坂の上の雲（商標権を持つ司馬遼太郎記念財団から商品化権の許諾業務の委託を受けていること）
- ・道後
- ・坊っちゃん
- ・マドンナ
- ・子規

その他名称等に係るもの

- ・松山名産（銘菓、特産、名物、土産）と標榜しているもの。（客観的に証明できる資料が提出できること。）
- ・松山市内の地名、歴史に由来する名称を用いるもの。（客観的に証明できる資料が提出できること。）